

別表 2

開示しない部分	開示しない理由
<p>支出負担行為兼支出命令票のうち 警部補（同相当職）以下の職員の印影</p>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の印影が記録されているため。</p>
<p>捜査費現金出納表のうち 個別の執行に係る情報が記載されている部分</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 捜査費の個別の執行に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。 条例第 7 条第 3 号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名が記録されているため。</p>
<p>前渡資金証拠書のうち 表紙の警部補（同相当職）以下の職員の印影</p>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の印影が記録されているため。</p>
<p>前渡資金精算書の支払期間欄</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 捜査費の個別の執行に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。</p>
<p>前渡資金支払額内訳書の個別の執行に係る情報が記載されている部分</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 捜査費の個別の執行に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認され、今後の捜査等に支障が生じるおそれがあるため。 条例第 7 条第 3 号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印影が記録されているため。</p>
<p>返納（返納命令）票のうち 警部補（同相当職）以下の職員の印影</p>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 特定の個人を識別できる情報である警部補（同相当職）以下の警察職員の印影が記録されているため。</p>
<p>県費捜査費証拠書のうち 表紙の枚数が記載されている部分及び個別の執行に係る情報が記載されている書面</p>	<p>条例第 7 条第 5 号該当 捜査費の個別の執行に関する情報等が記載されており、これを公にすることにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪捜査の進展等捜査活動の状況が推認される</li> <li>・ 捜査の手法、技術等が明らかとなり、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯罪の敢行を容易にする</li> <li>・ 捜査協力者が特定され、本人、家族等の生命身体に危害が加えられる</li> </ul> <p>などのおそれがあるため。 条例第 7 条第 3 号該当 特定の個人を識別できる情報である個人の氏名及び印影並びに警部補（同相当職）以下の警察職員等の氏名及び印影等が記録されているため。</p>